

数値目標（案）

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後（2012年）	10年後（2017年）
就労による経済的自立が可能な社会	就業率 （ 、 にも関わるものである）	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%
		60～64歳 男女計 52.6%	56～57%	60～61%
		65～69歳 男女計 34.6%	37%	38～39%
	労働生産性の伸び率 （ 、 にも関わるものである）	1.6% （1996年～2005年の10年間平均）	2.4%（5割増） （2011年度）	—
	フリーターの数	187万人 （平成15年にピークの217万人）	ピーク時の3/4に減少 （162.8万人以下）	ピーク時の2/3に減少 （144.7万人以下）
健康仕事で豊かな生活が確保される社会	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	メンタルヘルスマスクアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
多様な働き方・生き方が選択できる社会	テレワーカー比率	10.4%	倍増 （2010年まで）	-
	短時間勤務を選択できる事業所の割合 （短時間正社員制度等）	（参考） 8.6%以下	10%	25%
	自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%（正社員） 23.4%（非正社員）	60%（正社員） 40%（非正社員）	70%（正社員） 50%（非正社員）
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス（3歳未満児） 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ（小学1年～3年） 19.0%	40%	60%
	男女の育児休業取得率	女性：72.3% 男性：0.50%	女性：80% 男性：5%	女性：80% 男性：10%
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

注： については、他の目標の進捗状況によって目標の達成は左右されるものである。

指標（現状値）の補足

フリーターの数

【総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成18年平均）】15歳から34歳までで、男性は卒業生、女性は卒業で未婚の者のうち、雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

【厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」】企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合
注）労働時間等設定改善委員会での話し合い以外にも、例えば、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇談会の開催等が含まれる。

週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」（平成18年）】非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合

年次有給休暇取得率

【厚生労働省「就労条件総合調査」（平成19年）】企業規模30人以上の企業における、全取得日数/全付与日数（繰越日数を含まない）

メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合

【厚生労働省「労働者健康状況調査」（平成14年）】10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合
注）「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「相談（カウンセリング）の実施」、「定期健康診断における問診」、「職場環境の改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」、「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。

テレワーカー比率

【国土交通省「テレワーク実態調査」（平成17年度）】就業者人口（総務省「就業構造基本調査」（平成14年）の有業者総数）に占めるテレワーカー（注）の割合

注）テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義

以下のA・B・C・Dの4つの条件をすべて満たす人。

- A. ふだん収入を伴う仕事を行っている
- B. 仕事で電子メールなどのIT（ネットワーク）を使用している
- C. ITを利用する仕事場所が複数ある、又は1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である
- D. 自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である

短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

「短時間正社員」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。

「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては、短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え、そのような働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。

(参考)

人事院「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば、100人以上の企業における育児・介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企業数割合は8.6%以下。自己啓発（1.9%）、地域活動（1.6%）、高齢者の退職準備（1.7%）、その他の事由（2.3%）（以上複数回答）事由を問わず認める（1.1%）

自己啓発を行っている労働者の割合

【厚生労働省「職業能力開発基本調査」（平成18年度）】従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合

注）職業能力開発基本調査における用語の定義

正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

非正社員：常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう（「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など）。

自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動（職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ、健康増進等のためのものは含まない）。

第1子出産前後の女性の継続就業率

【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成17年）】2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合

-1 保育等の子育てサービスを提供している割合 - 保育サービス（3歳未満児） -

【厚生労働省「福祉行政報告例」（平成19年4月）、総務省「人口推計年報」（平成18年）】保育所利用児童数 / 3歳未満人口

-2 保育等の子育てサービスを提供している割合 - 放課後児童クラブ（小学1年～小学3年） -

【文部科学省「学校基本調査」（平成19年）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査（平成19年）】放課後児童クラブ登録児童数 / 小学校1～3年生の就学児童数

男女の育児休業取得率

【厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成17年度）】5人以上規模事業所における2004年4月1日から2005年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2005年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合

6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間

【総務省「社会生活基本調査」（平成18年）】6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間

仕事と生活の調和に関する数値目標（厚生労働省関係）（案）

	数値目標設定指標	現状	目標値		指標（現状値）の説明	目標値の考え方
			5年後（2012年）	10年後（2017年）		
就労による経済的自立が可能な社会	就業率（、にも関わるものである）	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%	【総務省「労働力調査」（平成18年）】	計量モデルを用いて推計した、取組の効果を織り込んだ労働力需給推計（就業率の将来見通し等）について検討し、その結果を踏まえ設定した水準。
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%		
60～64歳 男女計 52.6%		56～57%	60～61%			
65～69歳 男女計 34.6%		37%	38～39%			
	フリーターの数	187万人 （平成15年にピークの217万人）	ピーク時の3/4に減少 （162.8万人以下）	ピーク時の2/3に減少 （144.7万人以下）	【総務省「労働力調査（詳細結果）」（平成18年平均）】 15歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計。	10年後の目標値は、計量モデルを用いて推計した、取組の効果を織り込んだ労働力需給推計（就業率の将来見通し等）の下で、フリーター比率が2006年の水準（8.9%）より約1%低下するものとして設定した水準。5年後はその中間的な目標値。 注）フリーター比率：フリーター数 / 労働力人口（15～34歳） 「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議）等において、2010年までにフリーターをピーク時（2003年）の8割に減少させる、という目標を設定。
健康仕事豊かな生活が確保される社会	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施	【厚生労働省「平成19年労働時間等の設定の改善を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」】 企業規模30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の話し合いの機会」を「設けている」と回答した企業の割合 注）労働時間等設定改善委員会での話し合い以外にも、例えば、プロジェクトチームの組織化、労働組合との定期協議の実施、労使懇談会の開催等が含まれる。	10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される理想的な水準として設定。5年後はその中間的な目標値。
	週労働時間60時間以上の雇用の割合	10.8%	2割減	半減	【総務省「労働力調査」（平成18年）】 非農林業雇業者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合	10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される理想的な水準として設定。5年後はその中間的な目標値。 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）（平成16年12月24日少子化社会対策会議）において、2009年の目標として、2003年の週労働時間60時間以上の雇用の割合（12.2%）を1割以上減少という目標を設定。
	年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得	【厚生労働省「就労条件総合調査」（平成19年）】 企業規模30人以上の企業における、全取得日数/全付与日数（繰越日数を含まない）	10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される理想的な水準として設定（「完全取得」とは、労働者が自ら希望する留保分を考慮したものである）。5年後はその中間的な目標値。 「子ども・子育て応援プラン」において、2009年の目標として、2003年の企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率（47.4%）を少なくとも55%以上という目標を設定。
	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%	【厚生労働省「労働者健康状況調査」（平成14年）】 10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合 注）「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容としては、「相談（カウンセリング）の実施」、「定期健康診断における問診」、「職場環境の改善」のほか、「労働者に対する教育研修、情報提供」、「労働者の日常的に接する管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「事業所内の産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。	10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される理想的な水準として設定。5年後はその中間的な目標値。

多様な働き方・生き方が選択できる社会	テレワーカー比率	10.4%	倍増 (2010年まで)	-	【国土交通省「テレワーク実態調査」(平成17年度)】 就業者人口(総務省「就業構造基本調査」(平成14年)の有業者総数)に占めるテレワーカー(注)の割合 注)テレワーク実態調査におけるテレワーカーの定義 以下のA・B・C・Dの4つの条件をすべて満たす人。 A.ふだん収入を伴う仕事を行っている B.仕事で電子メールなどのIT(ネットワーク)を使用している C.ITを利用する仕事場所が複数ある、または1ヶ所だけの場合は自分の所属する部署のある場所以外である D.自分の所属する部署以外で仕事を行う時間が、1週間あたり8時間以上である	テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議)において「2010年までに、テレワーカー比率の10.4%(2006年度)を倍増させる」という目標を設定。
	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考)人事院調査では8.6%以下	10%	25%	「短時間正社員」の定義 フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が育児・介護に加え、地域活動、自己啓発その他何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合と、正社員の所定労働時間を恒常的に短くする場合の双方を含む。「短時間勤務を選択できる事業所の割合」としては、短時間正社員制度を就業規則に明文化している場合に加え、そのような働き方が選択できる状態になっている場合も含まれるように調査を実施する予定。 (参考) ・人事院「平成17年民間企業の勤務条件制度等調査の結果について」によれば、100人以上の企業における育児・介護以外の事由を認める短時間勤務制がある企業数割合は8.6%以下 自己啓発(1.9%)、地域活動(1.6%)、高齢者の退職準備(1.7%)、その他の事由(2.3%)(以上複数回答)、事由を問わず認める(1.1%)	現在、育児、介護のための短時間勤務制度を導入している事業所割合が、それぞれ50.1%、54.6%(30人以上規模事業所)(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度))であることを踏まえ、10年後の目標値は、育児・介護に加えて地域活動等の理由による場合についても短時間勤務を認めるという取組がその半数程度の企業において進んだ場合に達成される水準。5年後はその中間的な目標値。
	自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)	【厚生労働省「職業能力開発基本調査」(平成18年度)】 従業員規模30人以上の企業から無作為に抽出した事業所の従業員における「自己啓発を行った」と回答した者の割合 注)職業能力開発基本調査における用語の定義 正社員:常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。 非正社員:常用労働者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外の人をいう(「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人など)。 自己啓発:労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ、健康増進等のためのものは含まない。)	10年後の目標値は、それぞれ自己啓発についての労働者の希望が実現するものとして設定した水準。5年後はその中間的な目標値。
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%	【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」(平成17年)】 2000年から2004年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合	10年後の目標値は、両立環境が整わないことを理由に退職した女性が、仮に継続就業できたとして設定した水準。5年後はその中間的な目標値。
	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%	【厚生労働省「福祉行政報告例」(平成19年4月)、総務省「人口推計年報」(平成18年)】 保育所利用児童数 / 3歳未満人口	子どもを持つ女性の就業希望が実現するとした場合に必要な子育てサービスの提供割合 注)他の目標の進捗状況によって目標の達成は左右されるものである。
		放課後児童クラブ(小学1年~3年) 19.0%	40%	60%	【文部科学省「学校基本調査」(平成19年)、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調査(平成19年)】 放課後児童クラブ登録児童数 / 小学校1~3年生の就学児童数	
	男女の育児休業取得率	女性:72.3% 男性:0.50%	女性:80% 男性:5%	女性:80% 男性:10%	【厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成17年度)】 5人以上規模事業所における2004年4月1日から2005年3月31日までの1年間の出産者又は配偶者が出産した者に占める育児休業取得者(2005年10月1日までに育児休業を開始した者)の割合	女性 職場の雰囲気等を理由として育児休業を取得しなかった者が取得できたものとして設定した水準 男性 10年後の目標値は、育児休業の取得希望が実現するものとして設定した水準。5年後はその中間的な目標値。 「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会(2014年)の姿として、女性80%、男性10%という目標を設定。
	6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	【総務省「社会生活基本調査」(平成18年)】 6歳未満の子どもをもつ男性の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間	10年後の目標値は、先進国のうちフランス(1998~1999)並みにするものとして設定した水準。 「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会(2014年)の姿として、「育児期の男性の育児等の時間が先進国並みに」という目標を設定。

労働生産性の伸び率について

経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～

(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)

成長力強化の取組により、我が国の労働生産性の伸び率、すなわち一人が 1 時間働いて生み出す付加価値の伸び率を 5 年間で 5 割増にすることを目指す。

成長力加速プログラム～生産性 5 割増を目指して～

(平成 19 年 4 月 25 日経済財政諮問会議)

政府一体となった成長力強化の取組により、今後 5 年間のうちに労働生産性の伸び、すなわち一人当たり時間当たりの成長力が 5 割増に高まることが期待される。